平成２６年（フ）第４５１３号
東京都新宿区上落合１丁目５番３号
破産者　株式会社ナスカークラフト
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５１４号
東京都豊島区東池袋５丁目14―12
破産者　沼倉　正吾
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５３８号
神奈川県川崎市川崎区桜本２丁目19番８号
破産者　株式会社ティージーティー
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５３９号
神奈川県川崎市川崎区桜本２丁目19―８
破産者　冨沢　啓一
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６７１号
神奈川県横須賀市山科台47番８号
破産者　有限会社清水鉄筋
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６７２号
神奈川県横須賀市林２丁目14―20―101、開始決定時の住所神奈川県横須賀市林２丁目14―20―301
破産者　清水　俊男
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６７３号
神奈川県横須賀市林２丁目14―20―101、開始決定時の住所神奈川県横須賀市林２丁目14―20―301
破産者　清水　幸江
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６８８号
神奈川県川崎市宮前区野川338番地
破産者　株式会社インスパイアプラス
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６８９号
神奈川県川崎市宮前区犬蔵３丁目10―６―411
破産者　関　　輝
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６９０号
東京都豊島区南長崎６丁目９番11―703号、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区東池袋３丁目１番１号　サンシャイン60・45階
破産者　株式会社マジックガジェット
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６９１号
東京都豊島区南長崎６丁目９―11―703
破産者　丸谷　幸司
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０６５号
埼玉県さいたま市緑区大字中尾2341―36
破産者　木下　史子
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０６８号
東京都昭島市つつじが丘３丁目４―８―909
破産者　上野　英司
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２３９号
東京都墨田区横川１丁目13―13―304
破産者　徳本　英樹
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２７６号
東京都板橋区高島平７丁目31―３―308
破産者　鶴田　俊彦
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２７７号
東京都板橋区高島平７丁目31―３―308
破産者　鶴田　一美
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３９２号
千葉県船橋市二宮１丁目10―１―305
破産者　櫻井万里子
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４９０号
東京都調布市国領町７丁目８―３―102
破産者　松澤さやか
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５１２号
東京都足立区神明３丁目28―９
破産者　篠原　正行
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５１３号
東京都足立区神明３丁目28―９
破産者　篠原　真季
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５６２号
東京都足立区弘道１丁目19―７　第６コーポサンフラワー203
破産者　古山　利夫
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部